

## 別添123 「作動状態記録装置の技術基準」

### 1. 適用範囲

この技術基準は、自動運行装置に備える作動状態記録装置に適用する。

### 2. 用語の定義

2.1. 「引継ぎ要求」とは、論理的かつ運転者にとって理解しやすい手段を用いて、動的な運転操作を自動運行装置による自動的な制御から引き継ぐことを当該装置から運転者に対して求めることをいう。

2.2. 「リスク最小化制御」とは、交通上のリスクを最小限に抑えることを目的とした制御であって、引継ぎ要求の後に自動運行装置によって自動的に行われるものをいう。

2.3. 「オーバーライド」とは、自動運行装置の作動中における、当該装置による前後方向及び横方向の制御に優先し、運転者の操作により車両が制御されることをいう。

### 3. 要件

#### 3.1. データ要素

3.1.1. 作動状態記録装置は、次に掲げる項目を特定できる情報を保存できるものであること。なお、複数の項目に係る時刻が同じものとなる場合、単一の時刻の記録としてもよい。

3.1.1.1. 自動運行装置の作動状況が別の状況に変化した時刻

3.1.1.2. 自動運行装置による引継ぎ要求が発せられた時刻

3.1.1.3. 自動運行装置がリスク最小化制御を開始した時刻

3.1.1.4. 自動運行装置の作動中に運転者が、かじ取装置又は制動装置若しくは加速装置の操作装置への操作によりオーバーライドした時刻

3.1.1.5. 運転者が対応可能でない状態となった時刻

3.1.1.6. 自動運行装置が故障のおそれのある状態となった時刻

#### 3.2. データ形式

3.2.1. 3.1.1.1. から3.1.1.6. までの掲げる各データ要素は、他のデータ要素と混同を生じさせずに認識されるものでなければならない。

#### 3.3. データ保存

3.3.1. 3.1. の情報の記録を次の3.3.1.1. 又は3.3.1.2. に掲げる期間のうちいずれか短い期間保存できること。この場合において、作動状態記録装置のデータの保存量が記録のための容量に達した場合は、追加のデータを保存するために最も早く保存されたデータを消去してもよい。

3.3.1.1. 6カ月間

3.3.1.2. 当該情報が記録された後に、2500回を超えて3.1.1.1. から3.1.1.6. までの掲げる情報を記録するまでの間

#### 3.4. データの取得

3.4.1. データは、市販されている手段又は電子通信インターフェースにより取得できな

なければならない。車載の主要電源が利用できない場合には、時刻を伴うデータは作動状態記録装置から取得できなければならない。衝撃を受けた後でも時刻を伴うデータは作動状態記録装置から取得できなければならない。

3.5. 改ざんに対する保護

- 3.5.1. 改ざん防止のための設計又はその他の方法により保存されたデータの改ざんに対する適切に保護されていなければならない